

令和2年7月8日

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）  
に関するQ&A（第1版）

※慰労金抜粋

厚生労働省老健局

## 目 次

### (2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

- ・対象者の範囲について（問60～86）
- ・対象期間の考え方について（問87～96）
- ・支給額について（問97～101）
- ・申請手続きについて（問102～130）
- ・退職者について（問131～136）
- ・併設事業所について（問137～138）

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

	質問	回答
・対象者の範囲について（60～86）		
60	<p>利用者とは、職種で判断するのではなく、事務員等でも臨時的に利用者へ接する業務を行った場合は対象となると解釈して良いでしょうか。また良いとした場合、その臨時的対応が10日未満であっても事業所での勤務日が10日以上あれば対象と考えると良いのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。                      利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。                      また、利用者と接触する日が1日でもあれば対象となります。                      なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。</p>
61	<p>「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」の趣旨は、どのような業務内容を指すのか具体的にお願いします。また、同一建物内の事業所・施設等に勤務している職員であっても上記趣旨に合致しない場合は、対象にならない者もいると解して良いのでしょうか。</p>	<p>利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはなりません。                      継続して提供とは、一定の期間継続的に提供することを前提とした業務であれば対象として差し支えありません。                      なお、最終的な判断は都道府県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。</p>
62	<p>慰労金について、日常的には施設利用者とは接することが少ない常勤事務職員の場合、一度でも利用者と接したことがあれば対象となりますか。また、どの職種まで対象なのでしょうか。介護職員のみなのか、それとも、調理員や清掃員、宿直員を含むのでしょうか。</p>	<p>対象期間に1日でも利用者と接した職員は対象となります。また職種に限定はありません。</p>
63	<p>レンタル用具返却の消毒洗浄作業のみにかかわる者で利用者とは接触しない者は対象となりますか。</p>	<p>対象となります。</p>
64	<p>「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における利用者とは、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者以外の者を含むと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

65	<p>・実施要綱3(2)ア1②における、「継続して提供することが必要な業務」について、国が想定する具体例(対象及び対象外双方の具体例)について御教示ください。</p>	<p>一定の期間継続的に提供することが前提とされる業務であれば対象として差し支えありません。</p>
66	<p>実施要綱3(2)ア(ア)(1)で施設等に勤務し、利用者と接する職員とありますが、具体的にはどの範囲までが対象となりますか(事務職員、清掃員、調理師等も対象となりますか)。また、対象者の確認方法をどうすれば良いでしょうか。</p>	<p>対象職種には限定はありません。申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出でききよう適切に保管する取扱とします。</p>
67	<p>施設等の厨房や送迎の職員は対象に含まれますか。 対象施設等に併設された法人本部職員が、利用者と接している場合には対象に含まれますか。</p>	<p>支給対象は職種で区分していませんので、ご指摘の職員も対象となり得ます。</p>
68	<p>事務職員、給食調理員、リネン業務員、運転手についても、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていると判断されれば、給付対象となるのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

69	慰労金について、訪問介護事業所等の事務員等は対象に含まれますか。	訪問介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一体となって実現している場合には対象となります。 なお、対象期間に訪問サービスを提供していないユーザーサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱いとなる。
70	実施要綱3(2)ア(1)②「慰労金の支給事業」の対象について、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員とされていますが、条件に合致する場合、以下の職員も対象に認められますか。 例) 清掃等の受託契約で従事する者、食事介助や洗濯等のボランティア、デイサービス送迎車の運転手	実施要綱のとおり、要件に該当した職員、派遣労働者、業務受託者において対象となります。ボランティアについては対象となりません。
71	実施要綱3(2)ア②について、「派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該介護サービス事業所・施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。」とありますが、施設と直接契約関係のない保険販売員や飲料販売業者等については対象外と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおり、事業所・施設と直接契約関係の無い業者は対象となりません。
72	実施要綱3(2)ア(1)で慰労金の給付対象となる職員を「(1)①アの介護サービス事業所・施設等に勤務し…」と規定しているのですが、介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業所職員も対象となると考えますが、「※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」との規定があります。この規定は、介護予防・生活支援サービス事業を実施する事業所については、但し書きに規定する者しか対象にならないということでしょうか。また、「市町村からの要請を受けて業務を継続していた」場合は、どのような例が想定されるのでしょうか。	介護予防・生活支援サービスを指定の形で実施している場合は、「介護サービス事業所・施設等」に含まれるため対象となります。これに加え、指定でない形で介護予防・生活支援サービス事業を実施している場合も、市町村からの要請を受けて事業を継続していた場合も対象となります。
73	介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」及び「通所型サービス」について、仮に、コロナ発生時点から6月30日までに、サービス提供実績が全く無い事業所の場合、「慰労金」の対象外という理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	市町村からの業務継続要請がある場合は、総合事業の事業所は対象に含まれることとなりますが、市町村からの要請は文書で行われている必要がありますか。	指定サービス・介護予防ケアマネジメントについては対象となります。また、その他介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となります。なお、「市町村からの要請」については、特段の形式を問いません。

75	<p>総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の事業者は対象になりますか。</p>	<p>実施要綱に記載のとおり、「指定サービス」及び「介護予防・生活支援サービス事業の事業者である事業者」が、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所が対象となります。</p>
76	<p>慰労金の支給事業の支援対象者等について 介護予防・生活支援サービス事業の第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業及び第1号介護予防支援事業の事業所に勤務し、利用者と接する職員で3（2）ア（ア）（II）の該当する職員も対象になりますか。 また、介護予防・生活支援サービス事業の事業所であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所とは、具体的にどのような事業所を指しますか。</p>	<p>上段については、介護予防・生活支援サービス事業の指定サービスとして実施されていれば対象となります。 下段については、指定サービス以外の介護予防・生活支援サービス事業所の職員を想定しています。</p>
77	<p>実施要綱（案）5ページ目の11行目に「※ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。」と記載がありますが、どういった意味でしょうか。 給付の対象事業所に介護予防・日常生活支援総合事業を含むと記載があるため、上記背景がなくとも事業所がサービスを提供していた場合、給付の対象となるのではないのでしょうか。</p>	<p>左記のただし書きは、介護予防・生活支援サービスの事業所のうち、委託等の指定以外で実施されているサービス（サービスAやサービスC等）を想定しています。</p>
78	<p>（20万円対象者）「感染症患者又は濃厚接触者」の終期はいつまでとなりますか。入院措置等の解除日までとなりますか。また、濃厚接触者の終期についてはどのように整理すればいいのでしょうか。</p>	<p>感染症患者の終期は、当該患者が退院基準、宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たす等により、感染の疑いがないと判断された時となります。 濃厚接触者の終期は、基本的には最終曝露日から14日間の健康観察期間が終わった時ですが、濃厚接触者かどうかを確認した結果、濃厚接触者であると確認できない場合は濃厚接触者ではないとして取り扱ってください。</p>
79	<p>「濃厚接触者」には、「濃厚接触者として認定されていないが、保健所指導でPCR検査を受け自宅待機を要請された者」は含まないと解してよいのでしょうか。</p>	<p>含まれません。</p>

80	<p>「濃厚接触者」の定義について。</p>	<p>A：濃厚接触者は保健所が判断しますが、保健所等から濃厚接触者の情報が得られない場合について、以下に該当した場合は、対象として差し支えありません。</p> <p>①濃厚接触者である利用者に保健所から連絡が入る</p> <p>②濃厚接触者である利用者が、保健所から自身が濃厚接触者であることの連絡があったことについて、事業所に報告</p> <p>③事業所がそれを認識した上でサービスを提供</p> <p>※上記について職員の装備や勤務記録、サービスマニキュア提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可</p>
81	<p>慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とありますが、発生日とは次のうち、どの日を指していますか。（感染者：発症日・陽性確定日、濃厚接触者：感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日）</p>	<p>実施要綱に記載のとおり、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。</p>
82	<p>例えば、特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、通所介護、訪問介護等の他のサービスのすべてについて感染者が発生した事業所に区分できると考えてよいでしょうか。</p>	<p>同一空間を共有している併設事業所は、全てに感染者が発生した事業所と取り扱って差し支えありません。</p>
83	<p>慰労金について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所については、都道府県が実施者、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は国保連となっておりますが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業者だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えばよいでしょうか。（特定施設入居者生活介護の指定を受けていなければ、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないでしょうか）</p>	<p>お見込みの通りです。</p> <p>特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所であれば国保連による支払が可能であり、この場合、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業者だけでなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外を担当する職員も含めて申請が可能です。</p>
84	<p>サービス付き高齢者向け住宅も対象となりますが、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅も含めて全て対象となるという認識でよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

85	地域包括支援センターは本補助の対象となりますか。	実施要綱の対象事業所として、「各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む」とされており、この観点から地域包括支援センターも対象となります。また、公立、民間は問いません。
86	みなし指定の居宅療養管理指導事業所における「10日以上勤務した者」とは、薬局等10日間勤務すればよいのでしょうか。	居宅療養管理指導事業所の職員として、「利用者と接する」必要があることから、居宅療養管理指導を提供するために利用者宅を訪問した日数が、暦日で10日以上ある必要があります。
・対象期間の考え方について（87～96）		
87	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関しては、感染者・濃厚接触者発生日以降とありますが、発生日とは次のうち、どの日を指していますか。（感染者：発症日・陽性確定日、濃厚接触者：感染者と接触した日、事業所が認識した日、保健所が当該人物を把握した日）	実施要綱に記載のとおり、患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日となります。
88	慰労金の支給基準について、20万円支給対象職員に関して、「※対象期間に10日以上勤務した者であること」とありますが、5万円支給対象職員については、勤務日数にかかわらず（1日未満でも）勤務していれば対象となるのでしょうか。	実施要綱に記載のとおり、20万円、5万円のいずれにしても対象期間に10日以上勤務することが必要です。
89	支援対象者は「勤務した日が延べ10日間以上あること」が要件の一つとなっておりますが、日を跨ぐ夜勤勤務は2日間とカウントするということでしょうか。 例）4月10日17時から4月11日9時までの夜勤 →延べ2日間	慰労金支給に係る勤務日のカウントについては、夜勤により日をまたぎ、当該施設の一日の所定労働時間を超える場合は2日として算定して差し支えありません。同一日に複数回シフトに入る場合は、同一日であるため1日とカウントします。
90	「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」の対象である介護サービス事業所等での10日以上勤務実績は、国の事業説明資料にあるように、1日当たりの勤務時間の長短は問わないという理解でよいのか。	1日当たりの勤務時間の長短は問いません。
91	慰労金支給事業において、「患者又は濃厚接触者に対応」（訪問系の場合）又は「患者又は濃厚接触者が発生」（それ以外の場合）とは、R2年6月30日までにということか。それ以降も対象ということであれば、5万円を支給した後に、上記に該当するとなった場合は、差額の15万円を追加で支給するのでしょうか。	6月30日までの間となります。



92	<p>慰労金支給対象職員の始期は都道府県等における発症1例目等の明示がされていますが、終期が明示されていません。終期は6月30日なのか年度内なのか御教示ください。</p> <p>例えば6月30日までに10日以上勤務実績がある職員が働く施設で、10月に感染者が発生した場合、当該職員は20万円支給の対象となるのでしょうか。仮にそうだとすると、最初に5万円を支払い、その後15万円を追加で払うのでしょうか。</p>	<p>終期は6/30となり、その時点の状況で対象者と支給額が決定となります。</p>
93	<p>慰労金に関し、支援対象者の要件の一つとして、発生日または受入日から6月30日までの間に「介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者」とありますが、例えば、7月1日以降に入職し、申請までの間にクラスター等が発生した際に「利用者との接触を伴う」業務に従事した職員は、支給対象とならないのでしょうか。</p>	<p>お見込みのおおりに、6/30までとなります。</p>
94	<p>実施要綱3(2)関係 始期より令和2年6月30日までの間に延べ10日以上勤務していることが支援対象者の条件とされていますが、イ①※「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」も同様に6月30日までを想定しているのでしょうか。</p>	<p>お見込みのおおりに、6/30までとなります。</p>
95	<p>1人20万円給付の場合、新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（以下「発生日」という。）の給付対象となる期間（以下「給付対象期間」という。）が明確に記載されていませんが、例えば、発生日が令和2年7月1日以降で、当該施設での勤務が始期から令和2年6月30日までの間に10日以上あり、かつ、発生日以降に感染者又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は、給付対象となりますか。あるいは、給付対象期間についても、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」と同一と解して良いのでしょうか。</p>	<p>給付対象期間は、給付対象となる職員の勤務要件の「始期より令和2年6月30日までの間」となり、その時点で慰労金の対象者及び金額が確定します。</p>
96	<p>6/30以降新型コロナウイルス感染症に対応した場合、慰労金について20万円の対象外ということになるのでしょうか。</p> <p>対象外の場合、当該感染症に对应したにもかかわらず、日にちによって差が生じてしまいますが、どのように考えを整理されるのでしょうか。</p>	<p>基準日を設定しない場合、年度末まで金額が回らないこと及び慰労金の早期執行の観点から、医療分も含め一定の期限を設定したことについてご理解ください。</p>
<p>・支給額について（97～101）</p>		
97	<p>慰労金支給事業において、P6、訪問系サービス以外の介護事業所・施設等において、「新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日」とありますが、患者又は濃厚接触者とは利用者に限るのでしょうか。事業書・施設等の職員が感染し、利用者に誰も患者・濃厚接触者がいない場合は、20万円の対象となるのでしょうか。</p>	<p>実施要綱に記載のとおり、利用者に誰も感染者・濃厚接触者がいない場合は5万円となります。</p>

98	<p>「介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」における「イ 支援額」について、以下の場合、給付額は20万円になると解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>4月20日 利用者に新型コロナウイルス感染症陽性者発生 5月20日 当該事業所の利用者はすべて完治（退院） 6月1日 職員を採用（6月30日までに10日以上勤務し、利用者と接触）</p> <p>上記の際の6月1日採用職員の給付額</p>	20万円の給付額となります。
99	<p>「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下に係る判断は法人（事業所）においてなされるのでしょうか。</p> <p>※同一施設で5万円対象者と対象にならない職員が発生することを懸念している。</p>	最終的な判断は都道府県となりますが、一義的には事業所、施設において判断がされます。なお、要件に該当した者を排除することは認められません。
100	<p>支援額について、利用者に新型コロナウイルス感染症が発症又は濃厚接触者である利用者に対応した職員は一人20万円とされていますが、通所リハで、利用者の家族が、新型コロナウイルス感染症であり、利用者が濃厚接触者であった場合、その事業所の職員は、一人20万円の対象となるのでしょうか。また、入所の利用者も入院後に陽性反応が出た場合は、対象となるのでしょうか。</p>	通所リハのケースは、当該利用者が濃厚接触者である期間にサービスを利用した場合は、その利用日以降に勤務した職員は20万円の対象となります。入所のケースは、感染者は症状が出た日を基準とするため、入所中に症状が出ていれば、入院後に陽性となった場合も20万円の対象となります。
101	<p>感染者が発生した介護施設・事業所においては、感染者発生時点の前に退職していた職員を含めて20万円の支給対象となりますか。</p>	20万円の要件となるには感染者発生以降に勤務する必要があります。
・申請手続きについて（102～130）		
102	<p>慰労金の申請はどのように行うのか。</p>	<p>①現に介護サービス事業所・施設等に就労している者（派遣職員や業務委託による者も含む。）が、勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領を依頼します。（代理受領委任状を提出）。</p> <p>②委任を受けた介護サービス事業所・施設等は、代理受領の委任を行った介護従事者等について、慰労金受給職員表を取りまとめ、一括して都道府県に給付申請します。</p>

103	<p>法人単位での申請とされていますが、県をまたいで勤務している者については、勤務地が所在する都道府県がまとめて支給する取り扱いという理解でよいでしょうか。</p>	<p>慰労金を申請する事業所・施設が所在する都道府県が支給します。</p>
104	<p>慰労金は給与と同時に支払われますが、給与振り込みの際に生じた振込手数料は、通常の給与支払によって生じた者であり、慰労金の支払いによって必要となった経費ではないため、補助対象とできないとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないようにご留意をお願いいたします。</p>
105	<p>「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」において「3 慰労金の支給及び支払後の処理」ー「（1）慰労金の支給」にて「振込手数料は、別途国庫補助の対象」となっていますが、どの事業での要求となるのでしょうか。</p>	<p>振り込み手数料については慰労金の支給事業と一体的に交付となります。</p>
106	<p>慰労金は、介護サービス事業所等に勤務する職員が医療機関や障害福祉サービス事業所等に勤務する場合でも1人につき1回に限るとされていますが、介護・医療・障害福祉のいずれで給付を受けるのかは、法人（職員）の判断によることでしょうか。</p>	<p>各職員がどの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断となりますが、1人につき1か所から申請を行うこととなります。</p>
107	<p>慰労金の支給事業の対象事業所について、訪問看護事業所が慰労金（介護分）の給付対象となっていないですが、訪問看護ステーションが慰労金（医療分）の対象事業所としてあげられており、交付金は介護分と医療分のどちらかで申請すべきでしょうか。また、医療みなし指定のサービス事業所についての申請先はどちらになりますか。</p>	<p>慰労金をどちらの事業所経由で申請するかは、各職員の判断といたします。</p>
108	<p>実施要綱3（2）慰労金支給について、市町村直営の介護事業所・地域包括支援センター職員への慰労金の申請者は、市町村長でよいでしょうか。また、市町村が地域包括支援センターの運営を委託している場合は、受託先事業者を申請者とすべきでしょうか。</p>	<p>受託事業も含めて市町村長で差し支えありません。なお、公設施設で制度的に慰労金を受け入れられない場合は、当該事業所（センター）から直接都道府県に申請することとなります。</p>

109	<p>「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」における「1 慰労金の給付申請」の「（1）現に従事している者」において「介護サービス事業者・施設等の口座に慰労金を受け入れて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合（公設の地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等）」とありますが、具体的にどの種別が対象となりますか、またその理由はどういうものなのかを明示ください（支払い委任状数等に影響がある内容であるため）</p>	<p>公設、公立施設に係る取扱について、市町村での歳入受入や市町村職員への慰労金の支払い科目の設定等の関係で対応ができない場合を想定しています。</p>
110	<p>「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」の1 慰労金の給付申請に、介護サービス事業者・施設等の口座に慰労金を受けて、職員に給付を行うことが制度的に出来ない場合の説明があります。 これ以外にも、例えば、老人福祉法の施設（養護老人ホームや軽費老人ホーム）やサ高住なども国保連に報酬請求を行っていない施設は都道府県が直接支払うことが想定されていると思いますが、その場合、個別の職員に支給するのではなく、当該職員が対象施設（又は法人）に委任状を提出し、県から施設（法人）にまとめて支払い、その後、施設（法人）から支払うこととしてよいでしょうか。</p>	<p>「利用者に接する要件」の確認をとる必要があるため、原則施設・事業所経由でお願いいたします。</p>
111	<p>実施要綱3（2）ア（ア）における施設等の勤務等の勤務を確認するため、就労証明書等、就労を確認する書類を徴収する必要がありますでしょうか。</p>	<p>申請様式において確認するとともに、各事業所においては都道府県からの求めがあった場合に関係書類が提出できるよう適切に保管する取扱とします。</p>
112	<p>慰労金を事業所が従業員に支払わないことを防ぐシステムはありますか。</p>	<p>システム上の仕組みは無いので、事前の周知徹底をお願いいたします。 ※慰労金支給に係る政府広報等もご活用願います。</p>
113	<p>慰労金を申請するにあたっては、慰労金受給職員一覧を法人単位でとりまとめて提出することとしていて一方で、事業所ごとの申請も認めています。例えば、複数の事業所を持つ法人が事業所単位で申請する場合は、それぞれの事業所が法人単位でとりまとめた慰労金受給職員一覧表を添付の上申請するということがよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
114	<p>実施要綱3（2）ア 支援対象者について ○ 業務受託者への慰労金支給事務は、委託している事業所・施設等を通じて行うこととするのでしょうか。</p>	<p>受託事業者の労働者個人への支払いについて、基本は慰労金を請求している事業所・施設から支給するものと考えます。</p>

115	<p>慰労金について、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない事業所については、都道府県が実施者、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は国保連となっておりますが、特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所のうち、特定施設入居者生活介護のみ対応している従業員だけではなく、事業所単位で考えて、特定施設入居者生活介護以外の部分を担当している職員も含めて、国保連の対象事業所と考えればよいでしょうか。（特定施設入居者生活介護の指定を受けていれば、事業所単位で考えて、それぞれの職員の担当分で考えるわけではないという理解で問題ないでしょうか）</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
116	<p>慰労金に関して、支援対象者については、本年度末（令和3年3月末）までの申請が可能ですか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、早期支給のため可能な限り早めの手続きをお願いいたします。</p>
117	<p>既に行われた事業者独自の慰労金給付の財源に、代理申請により得た給付資金を充てることは認められますか。</p>	<p>本事業の実施要綱発出後に、「実施要綱3（2）介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」として都道府県への申請前に慰労金を支給した場合は本交付金の対象となります。</p>
118	<p>実施要綱3（2）関係 複数事業所に勤務しており、合算で10日間の要件を満たす場合、申請先の法人はどのような確認すればよいでしょうか。</p>	<p>基本的には、職員からの申告に基づき、当該職員の慰労金を申請する法人から、関係する事業所に確認をすることとなります。</p>
119	<p>事業所に支払い後、職員から支給されていないとの苦情が出る可能性があります。事業所に請求してほしいとの回答でよろしいでしょうか。</p>	<p>支給対象の要件を満たす職員であれば全員に支給できるため、事業所に請求してほしいとの回答が適当と考えます。</p>
120	<p>実施要綱3（2）ア（II）②の慰労金の支給事業に係る対象者である派遣労働者や業務委託者の労働者が対象となる場合、委託元である介護事業所等の法人が慰労金を申請するという考え方で良いでしょうか。</p>	<p>申請は慰労金の対象となる介護サービス事業所・施設等となるので、派遣労働者や業務委託者の労働者が現に勤務する介護事業所等から請求することとなります。</p>

121	<p>慰労金の支給について、介護・医療・障害福祉を兼務する職員の重複申請も考えられますが、どのようなチェック方法を想定しているのでしょうか。</p>	<p>慰労金の受給を希望する職員は、代理受領委任状を法人に提出する必要があるため、その中で当該職員が二重申請をしないこと、二重申請が明らかとなった場合は返納義務があることを誓約いただくこととさせていただきます。</p> <p>また、申請する事業所に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が県に慰労金を申請する際には慰労金受給職員一覧を法人単位で取りまとめめる必要があること、</li> <li>・国様式では氏名（漢字、カナ）、生年月日による同一者の有無を確認できること、</li> <li>・当該一覧は法人が職員への支給実績を記載した上で県に報告すること</li> </ul> <p>などを実施いただくことにより、二重給付の防止を講じているところです。</p>
122	<p>複数事業所に勤務する非常勤職員において、慰労金申請書の確認方法をご教示ください。</p>	<p>法人単位で取りまとめめることで、事業所間の二重申請がないことは法人が確認したものを申請しているという設計です。</p> <p>また、慰労金の受給者一覧が都道府県の手元にくるので、県がデータを連結してチェックすることはできる仕組みにしています。</p>
123	<p>実施要綱3(2)ア 支援対象者について ○(II)②に、派遣労働者の他、業務受託者も含まれていますが、サービス事業所・施設との委託状況の確認資料について、契約書がない場合は、委託元からの証明書を求めるのでしょうか。 業務受託者が支給要件を満たしているかの確認資料として、出勤簿の提出を求めることとしますのでしょうか。</p>	<p>一義的には事業所の判断となりますので、都道府県においては必要と判断した場合は確認をお願いいたします。</p>
124	<p>慰労金に関して、20万円の対象と偽ってもしくは間違っって申請してくる場合が考えられますが、20万円の対象施設や対象職員としての証明はどのようなに行わせるのか御教示願います。</p>	<p>一義的には事業所の判断となりますので、都道府県においては必要と判断するのであれば確認をお願いいたします。（その場合であっても、職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可と考えます）</p>
125	<p>実施要綱3(2)関係 イ①※「患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日」とされているが、その日の特定は何をもって行うのでしょうか。</p>	<p>職員の装備や勤務記録、サービス提供記録、その他の書類を踏まえて確からしいと判断がつけば可です。</p>

126	<p>慰労金に関しての対象者の名寄せについて国保連に確認したところ、申請書内（法人内）での確認のみで、医療、障害のみならず、介護分の中でも名寄せを行わないとのことでした。 名寄せについては法人内のみで法人間や医療、障害併せての名寄せは実施しなくてよいとのことでしょうか。実施が必要とする場合、何十万人の名寄せをどのように行えばよいでしょうか。</p>	<p>他の法人から受給していないことは、職員が事業所に提出する代理受領委任状で誓約させ、法人単位で作成する受給職員一覧の中で確認済みであることを職員ごとに明記することとしています。 一義的には、これらの手続を通じて、二重申請する職員がいないことを法人が確認した上で都道府県に提出するものと考えています。</p>
127	<p>(2) 慰労金の支給事業について、ア支援対象者の（イ）医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限るとあるのは、所謂「みなし事業所」や兼務の医師については医療と介護で重複して支給は受けられないという解釈で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、重複はできません。</p>
128	<p>感染症患者や濃厚接触者の有無の確認は、どの程度行えばよいのでしょうか。事業所からの申出程度でよいでしょうか。</p>	<p>最終的には都道府県の判断となるが、原則申請様式での確認とし、できるだけ添付書類の簡素化にご配慮願います。</p>
129	<p>感染症患者や濃厚接触者の有無の確認は、どの程度行えばよいのか。事業所からの申出程度でよいでしょうか。</p>	<p>最終的には都道府県の判断となりますが、原則申請様式での確認とし、できるだけ添付書類の簡素化にご配慮願います。</p>
130	<p>複数事業所に勤務する非常勤職員において、申請書の確認方法をご教示ください。</p>	<p>法人単位で取りまとめると、事業所間の二重申請がないことは法人が確認したものを申請しているという設計です。 また、慰労金の受給者一覧が都道府県の手元にくるので、県がデータを連結してチェックすることができる仕組みにしています。</p>
<p>・退職者について（131～136）</p>		
131	<p>退職した者はどのように慰労金を申請するのか。</p>	<p>実施要綱に定める支援対象者に該当する者であって、既に介護サービス事業所・施設等を退職した者については、以下のいずれかの方法により給付申請を行います。 ア対象期間（始期より令和2年6月30日まで）における勤務先による申請 イ対象期間における勤務先が所在する都道府県への直接申請 ※退職者からの給付申請にあたっては、いずれの場合においても、原則として、当該退職者が勤務していた介護サービス事業所・施設等から勤務期間の証明を取得する必要があります。</p>

132	<p>慰労金について、退職者については、連絡先を把握できず、連絡先が把握できない場合は都道府県が実施者となっており、事業所が連絡先を把握できていない中、そのような個人情報を個人の同意もない状況で、どのように都道府県が把握できると想定しているのでしょうか。</p>	<p>住所等連絡先を把握していない者への連絡は不要です。退職者から直接都道府県に申請があれば対応をお願いします。</p>
133	<p>慰労金について、退職者については、連絡先を把握できない場合は都道府県が実施者となっておりますが、事業所が連絡先を把握できていない中、そのような個人情報を個人の同意もない状況で、どのように都道府県が把握できると想定しているのでしょうか。</p>	<p>退職者については、申請が届いた場合にご対応をお願いいたします。</p>
134	<p>「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（介護分）の支給方法等について」において「1 慰労金の給付申請」－「（2）介護サービス事業所・施設等を退職した者」の中で勤務期間の証明と記載がありますが、具体的なものは何を想定しているのでしょうか。勤務証明を事業所・施設等に出してもらうのでしょうか。それとも給与明細での確認になるのでしょうか。</p>	<p>退職した者の確認については、勤務証明を発行してもらうことや給与明細等でも確認ができれば差し支えありません。</p>
135	<p>退職した者については、退職した勤務先による申請と都道府県への直接申請のいずれかとされていますが、退職した者が県外に転出（または県をまたいで通勤していた）場合、勤務先からの申請であれば勤務先が所在する都道府県への申請、個人からの申請であれば住所を有する都道府県への申請という理解でよいのでしょうか。【例】勤務先（A県）、退職者（B県）の場合、勤務先であればA県へ申請、個人であればB県へ申請</p>	<p>退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、勤務先であった都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため</p>
136	<p>支援対象者に該当する者で、すでに施設を退職した者については、都道府県に直接申請をすることにしていますが、退職者から勤務期間の証明を請求されると思われませんが、事業所側から、退職者に事前に対象になることを知らせないといけないのでしょうか。 また、退職者が施設がある都道府県とは別の地域に住んでいる場合、申請する場所は、退職者が住んでいる都道府県に申請を行うのでしょうか。</p>	<p>別の事業所で働いている可能性もあり、施設から知らせる必要はありません。 退職した者は、対象となる施設からの申請か個人で申請となりますが、元の勤務先が所在する都道府県への申請をお願いします。 ※住所を有する都道府県の申請とすると勤務実績等の確認ができないため</p>
<p>・併設事業所について（137～138）</p>		
137	<p>訪問看護ステーションについては、医療分においても慰労金及び感染拡大防止等への支援があります。感染拡大防止の経費については両方で助成できるのでしょうか。</p>	<p>医療保険及び介護保険両方の指定（みなし指定を含む）を受けている事業所であっても、介護事業所としての業務で必要な経費が発生している場合や介護従事者として慰労金の支給が必要な場合には、介護事業所としての申請が可能となるため、その支給が必要です。 なお、同一の対象に対する両交付金からの支払いや、同一の職員が両慰労金を受け取ることには禁止されず、慰労金については、受領委任に当たっては、受領委任との重複受領をしない旨の制約を記載する必要があります。</p>



138	<p>例えば、訪問看護ステーションのように介護報酬と診療報酬の双方の指定を受けている場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療分と介護分のどちらの対象になりますか。</p>	<p>2重給付とならなければ、どちらから申請しても差し支えありません。</p>
-----	---	---